



# 鳥取県公報

令和7年5月16日（金）  
第9693号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| ◇ 告 示  | 指定自立支援医療機関の指定（328）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2         |
|        | 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（329・330）（企業支援課）・・・・・・ 2 |
|        | 大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出（331）（〃）・・・・・・・・・・ 3    |
|        | 県営土地改良事業計画の決定（332）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3        |
|        | 土地改良法による換地計画の決定（333）（〃）・・・・・・・・・・ 4            |
|        | 物品売払代金の徴収事務の委託（334）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4      |
|        | 手数料の収納事務の委託（335）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 4            |
|        | 県税の収納事務の委託（336）（〃）・・・・・・・・・・ 5                 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 5            |
|        | 落札者の決定（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 8                      |

# 告 示

## 鳥取県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称 | 開設者の住所       | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類        | 指定年月日    |
|------------|--------------|---------------|----------------|------------------|----------|
| 有限会社こやま薬局  | 鳥取市千代水一丁目156 | アイ・プラス薬局博労町店  | 米子市博労町四丁目356-3 | 育成医療、更生医療、精神通院医療 | 令和7年5月1日 |

## 鳥取県告示第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1  
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日  
令和5年11月6日ほか
- 届出年月日  
令和7年4月11日
- 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間  
令和7年5月16日から4月間
- 縦覧の方法及び縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総務課において縦覧に供する。
- 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和6年9月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和7年4月16日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和7年5月16日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第331号**

令和7年鳥取県告示第143号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ザグザグ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村  
米子市
- 2 意見の概要
  - （1）鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条第1項に規定する深夜（午後10時から翌日午前6時まで）における騒音の規制基準を厳守すること。
  - （2）自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）で定める技術的基準に適合させること。
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年5月16日から1月間
- 4 縦覧の方法及び縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。

---

**鳥取県告示第332号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営水利施設等保全

高度化事業（大渕用水地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年5月16日から同年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る森藤地区（平和工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年5月16日から同年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定公金事務取扱者  |             |          | 委託年月日    | 委託期間                  |
|------------|-------------|----------|----------|-----------------------|
| 名 称        | 事務所の所在地     | 指定年月日    |          |                       |
| 株式会社米子木材市場 | 米子市泉706-216 | 令和7年4月1日 | 令和7年4月4日 | 令和7年4月4日から令和8年3月31日まで |

鳥取県告示第335号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会
- 2 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**鳥取県告示第336号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会
- 2 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給  
予定使用電力量（供給期間総計）2,474,106キロワット時  
予定使用電力量は、令和6年1月から同年12月までの使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 供給期間  
令和7年9月1日から令和10年8月31日までとする。ただし、令和8年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。
  - (4) 供給場所  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
  - (5) 入札方法  
入札は紙により行うものであること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、入札説明書に示す方法に従って算出した(3)の供給期間に要する総合計金額とすること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年5月23日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 令和7年6月13日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 令和7年6月13日（金）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- (7) 令和4年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定契約電力量500キロワット以上又は年間予定使用電力量800,000キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者であって、入札説明書別添「鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給仕様書」（以下「仕様書」という。）の4に記載された電気の供給条件を満たすことができるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局

〒683-0054 米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課

電話 0859-31-9672

電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、令和7年5月16日（金）から同年6月13日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月16日（金）から同年6月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

（1）に同じ。

## （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

## （5）入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和7年6月30日（月）午後1時30分即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月27日（金）午後5時までとする。）

## イ 場所

〒683-0054 米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所第3会議室（1号館2階）

## 5 入札参加者に要求される事項

## （1）入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

## （2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に令和7年6月13日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

## （3）入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## （1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## （2）契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の供給期間総合計金額を3で除した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## （1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori

Prefectural Government Seibu Regional Office. 2,474,106kWh

(2) June 13, 2025 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2025 1:30 PM: Time-limit for the submission of tenders

June 27, 2025 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: General Affairs Office, Citizen Welfare Bureau, Seibu Regional Office, Tottori Prefectural Government, 1-160 Kouji-machi, Yonago-shi, Tottori 683-0054, Japan

TEL 0859-31-9672

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 鳥取県漁業調査船建造工事 一式                   |
| 2 契 約 方 式          | 一般競争入札                            |
| 3 落 札 日            | 令和7年3月27日                         |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 株式会社みらい造船<br>宮城県気仙沼市朝日町7-5        |
| 5 落 札 金 額          | 2,123,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 入 札 公 告 日        | 令和7年1月24日                         |
| 7 落 札 方 式          | 最低価格落札方式                          |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課<br>鳥取市東町一丁目220 |